

平成28・29年度由布市競争入札参加資格審査申請要領

(建設工事県内業者)

1 資格審査を申請できる者及び業種

次の各号の要件を全て満たす者及び業種であること。

- (1) 建設業法の規定により平成27年12月1日現在において、国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種
- (2) 審査基準日を平成26年10月1日から平成27年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種(現に申請中の者を含む。)
- (3) 平成28・29年度大分県工事競争入札参加資格審査を大分県知事に申請し、受付けされた者及びその業種

2 申請書の提出先等

- (1) 場 所 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地
由布市役所庄内庁舎2階 契約管理課
097-582-1111 (内線245)
- (2) 期 間 平成28年1月12日(火)から平成28年2月29日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

3 提出書類・提出部数

「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に掲げる書類を各1部提出すること。

4 提出方法

- (1) 持参、郵送又は宅配便
- (2) 提出書類は、A4(縦)とし左側を2ヶ所穴空けすること。
- (3) 提出書類は「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」の番号順に整理しクリップ留をすること。(表紙、綴紐、ファイル等不要)
- (4) 郵送又は宅配便により提出する場合は、受付票送付用の返信用封筒(宛名明記・82円切手貼付)を同封すること。
- (5) 郵送又は宅配便により提出する場合は、平成28年2月29日(月)必着。封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書すること。

5 格付及び資格の認定

- (1) 競争入札参加資格の格付及び認定は、大分県知事の格付けした等級及び認定

した資格によるものとする。

- (2) 入札参加資格を有する者と認定したときは、入札参加有資格者名簿に登録するとともにその旨を公表する。(入札参加有資格者名簿登録した場合は、申請者への通知は行わない。)

6 資格の有効期間

2年間（平成30年3月31日まで）

7 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。

- (1) 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
- (2) 大分県知事から資格の格付又は認定が行われなかったとき。
- (3) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (4) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

8 競争入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

- (1) 建設業法第3条の規定による建設業の許可の効力を失ったとき。
- (2) 大分県知事から資格の取消し又は等級の格下げをされたとき。
- (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- (4) 暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- (5) その他競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

9 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により変更等の届出をすること。